福祉サービス事業の手続特例

概要

○住宅団地において、高齢の住民が地域で住み続けられるよう、必要な福祉サービスの的確な提供、地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護事業者等の事務負担の軽減により円滑な事業の開始を図るため、必要な手続を簡素化する特例を設ける。

特例の内容

現行制度

①有料老人ホームの届出の特例

○　有料老人ホームを設置しようとする事業者は、老人福祉法に基づき、設置前に都道府県知事に届出をする必要

②居宅サービス事業等に係る指定の特例

○　介護サービス事業者は、介護報酬を受けて介護保険サービス事業を行うには、介護保険法に基づき都道府県知事等に申請し、指定を受ける必要

市町村による事業計画の作成

○計画エリアの設定

○土地利用に関する事項

○地域公共交通に関する事項

○有料老人ホームを整備する事業の実施主体、ホームの所在地等

○介護サービス事業の実施主体、事業所の所在地、サービスの種類等

手続をワンストップ化

協議会（都道府県知事等）での協議

特例

設置の旨の事後届出で足り、その際市町村を経由して届出できる

事業者から都道府県知事等への申請手続不要で指定が得られる

（参考）有料老人ホーム：老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうちいずれかのサービス（複数も可）を提供している施設

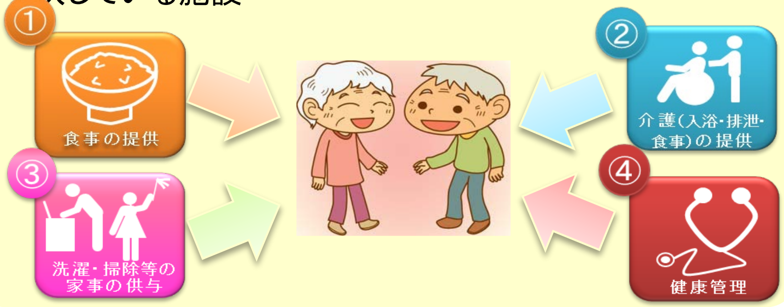

（参考）特例の対象とするサービス

◎居宅介護サービス

【訪問サービス】

○訪問介護（ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟｻｰﾋﾞｽ）

○訪問リハビリテーション　等

【通所サービス】

○通所介護（ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ）　等

【短期入所サービス】

○短期入所生活介護（ｼｮｰﾄｽﾃｲ）　等

◎介護予防サービス

◎地域密着型介護サービス

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○小規模多機能型居宅介護　等

◎地域密着型介護予防サービス